（様式第２－２号）

**確　　認　　書**

令和　　　年　　　月　　　日実施の境界確定協議について、下記事項につき一切の異議がないことを確認します。

記

１　境界確定場所： 長野市　　　　　　　　　　　　　　　　先

２　現地立会いのうえ、公共用財産［ 市道・認定外道路・水路敷地・河川・その他官有地 ］との境界（線）であることを確認したので境界標を設置すること。

３　設置された境界標は、相隣者の共有とし（※１）、毀損したり除去したりしないこと（※２）。

ただし、工事等のやむをえない事情により抜き取りを行うときは、関係人に協議の上行うこととし、原因者本人の負担により「境界確定図」のとおり復旧すること。

※１　境界線上に設けた境界標、囲障、障壁、溝及び堀は、相隣者の共有に属するものと推定する。【民法第229条】

※２ ・・・、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。【刑法第261条】

境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。【刑法第262条の2】

上記について確認した。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　（住所又は団体名）

　　　　　　（氏名）